

# 政策研究大学院大学役員退職手当規程

〔平成16年4月1日〕  
16規程第2号

改正 平成21年4月28日21規程第9号  
平成25年4月1日25規程第10号  
平成30年1月25日30規程第1号  
令和3年3月22日令03規程第2号

## (目的)

**第1条** この規程は、政策研究大学院大学の学長、理事及び監事（非常勤の理事及び監事を除く。以下「役員」という。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

## (退職手当の額)

**第2条** 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の業績勘案率は、当該役員の業務に対する貢献度等を考慮し、経営協議会の議を経て決定する。

## (在職期間の計算)

**第3条** 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算する

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

## (再任等の場合の取扱い)

**第4条** 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

## (職員等が復帰を前提に役員に任命された場合の取扱い)

**第5条** 政策研究大学院大学の職員又は国家公務員、若しくは他の国立大学法人職員（以下「職員等」という。）が、役員退任後、職員等として復帰することを前提に役員に引き続き採用され、役員の任期満了後引き続き職員等になる場合は、当該役員には退職手当は支給しない。

## (職員等に復帰せず役員を退任する場合の取扱い)

**第6条** 職員等が、役員退任後、職員等として復帰することを前提に役員に引き続き採用され、役員を退任後引き続き職員等にならなかった場合の退職手当の額は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）の例により算定した額とする。

2 前項の算定においては、役員の本給月額を退職手当法上の俸給月額とみなし、職員等から引き続きいた在職期間を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなす。

3 第1項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し又は減額することができる。

## (退職手当の支給)

**第7条** 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、退職手当法の例によりその遺族に支給する。ただし、役員が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員に

は退職手当は支給しない。

**(退職手当の返納等の取扱い)**

**第8条** 退職手当の返納等の取扱いについては、退職手当法の諸規定を準用する。この場合において、「各省庁の長」とあるのは「学長」と読み替えるものとする。

**(端数の処理)**

**第9条** この規程による計算において生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

**(実施に関し必要な事項)**

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年4月28日21規程第9号)

この規程は、平成21年4月28日から施行し、平成21年3月31日から適用する。

**附 則** (平成25年4月1日25規程第10号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、次表の期間欄に掲げる期間については、同条同項中「100分の87」とあるのは、それぞれ同表の減額率に掲げる率に読み替えて適用する。

期 間	減 額 率
平成25年1月1日～平成25年9月30日	100分の98
平成25年10月1日～平成26年6月30日	100分の92

**附 則** (平成30年1月25日30規程第1号)

この規程は、平成30年1月25日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

**附 則** (令和3年3月22日令和03規程第2号)

この規程は、令和3年3月22日から施行する。